

宮竹一・二丁目自治会
会員のみなさまへ

【回覧】

令和 8 年度 自治会長候補者募集のご案内

2025 年 12 月吉日
宮竹一・二丁目自治会
会長 深堀祐一

日頃より自治会運営へのご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。
このたび、令和 8 年度(令和 8 年 4 月～)の自治会長候補者を募集いたします。
自治会長は、公民館会長・自主防災会長・公園愛護会長を兼務し、地域の安全、防災、環境美化、情報管理など、多岐にわたる重要な役割を担います。自治会運営の安定と発展のため、会員の皆さまからの 立候補・推薦 をお願い申し上げます。

1. 自治会長として必要な前提条件(必須)

自治会では業務効率化と情報管理の適正化を進めており、自治会長職には以下のスキルが必須となります。

- ・ パソコン(Excel・Word)を使用して書類作成ができること
- ・ スマートフォンで LINE・メールの送受信ができること

上記スキルがない場合、自治会長としての実務遂行が困難であるため、該当する方のみ応募・推薦をお願いいたします。

2. 自治会長の主な役割

- ・ 自治会全体の運営・調整・会議(役員会・三役会・総会)の進行
- ・ 市・地域関係団体との連絡調整
- ・ 公民館管理業務の総括(公民館会長として)
- ・ ゴミ集積所の管理、資源ごみ回収の調整
- ・ 自主防災会長として地域防災活動の統括
- ・ 公園愛護会長として公園清掃・維持管理の統括
- ・ 自治会ホームページの情報配信・管理

- ・ 年間行事への対応

※行事スケジュールは自治会 HP をご参照ください

<https://www.miyatakejitikai.net/schedule>

副会長・会計・組長に加えて顧問による支援体制も整っております。

3. 任期

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日(1 年間)

※自治会運営の安定のため、2～3 年間の継続再任が可能な方を歓迎します。

4. 手当および活動費

(1) 手当(自治会細則・公民館管理規則に基づく)

- ・ 自治会長手当 100,000 円
- ・ 公民館会長手当 40,000 円

合計:140,000 円(任期終了時に支給)

(2) 活動費

- ・ 2 か月ごとに 10,000 円(年間 60,000 円)
事務作業・通信費・交通費等の補助として支給します。
-

5. 選任と引継ぎについて

- ・ 応募者が複数の場合は役員会にて協議
 - ・ 令和 8 年 2 月 4 日(役員選考会)にて候補者を選任
 - ・ 選任後、令和 8 年 3 月より現会長との引継ぎを開始
 - ・ 5 月開催予定の自治会総会にて正式に承認・選出
-

6. 応募方法・締切

- ・ 立候補・推薦・相談は、組長または現役員までお知らせください
 - ・ 募集締切:令和 8 年 1 月 31 日(金)
-

地域の生活環境、防災体制、自治活動を支える大切な役目です。

皆さまの積極的な参加とご協力を心よりお願い申し上げます。

以上